

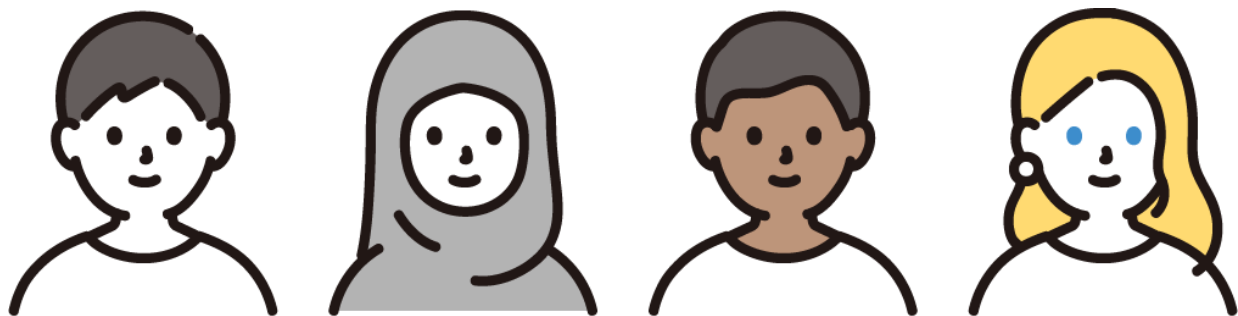
徳島県

# 外国人材

徳島県HP



## 受入環境整備事業補助金



徳島県内の外国人材が「働きやすい、暮らしやすい、学びやすい」環境づくりのため、県内事業者が実施する外国人材の適正な受入れや定着に向けた取組に係る経費を補助します。

### 補助対象者

外国人材を雇用(を予定)している  
県内事業者

### 補助内容

補助率

1/2

- 日本語能力の向上を  
目的に実施する事業
- 生活環境を  
改善するための事業
- インターンシップ等  
一時受入れに係る事業

▶ 最大 15万円

▶ 最大 30万円

▶ 最大 10万円

※ 詳しくは裏面をご覧ください。

【お問合せはこちら】

徳島県生活環境部労働雇用政策課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

TEL:088-621-2349 FAX:088-621-2852



新時代へ  
躍り出そう

TOKUSHIMA

- **補助対象者**  
徳島県内に事業所を有する事業者であって、  
この事業所において外国人材を雇用する予定又は雇用している者

■ **補助対象経費**

| 事業区分                             | 経費                                                                                                               | 補助率 | 補助上限額<br>(1事業者当たり限度額) |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------|
| 日本語能力の向上を<br>目的に実施する事業           | ・日本語学習教材購入費(教材費、受講料)<br>・日本語講習会の開催に係る経費<br>(講師謝金及び旅費、印刷費、会場使用料、<br>日本語指導者養成のための事業者職員の<br>研修参加費等)<br>・日本語能力試験受験費用 | 1/2 | 15万円                  |
| 生活環境を<br>改善するための事業               | ・事業者が所有又は借り上げている<br>宿舍の整備・改修費(冷暖房設置費用、<br>トイレ設備の改修費用等)                                                           |     | 30万円                  |
| インターンシップ・<br>企業見学等一時受入れ<br>に係る事業 | ・事業者が負担する参加者の旅費・宿泊費<br>・研修費用(通訳費、会場使用料、印刷費等)                                                                     |     | 10万円                  |

- 以下の経費は**補助対象外**となります。
- (1)外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条  
第2項7号に定める入国後講習
  - (2)特定の個人や団体の利益に供する物品購入費や運営のための人件費
  - (3)対象となる外国人材へ支払う給与・飲食代
  - (4)求人情報掲載費、人材会社へ支払う成功報酬やスカウト費用
  - (5)振込手数料、各種添付書類の発行手数料、消費税及び地方消費税
  - (6)国又は地方公共団体等の他の補助金を受けている又は受けることが確定している経費
  - (7)見積書、契約書、納品書、領収書等で契約・支払金額が確認できない経費

■ **補助対象期間**

交付決定日～令和8年3月10日(火)

徳島県HP



■ **申請方法**

申請書類を令和8年2月27日(金)までに、  
徳島県生活環境部労働雇用政策課に提出してください。  
※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。  
※補助金交付要綱、申請書類等、詳しくは県ホームページを御確認ください。

■ **事業の流れ**



- ① 「交付申請書(第1号様式)」に交付要綱第5条に規定する書類(事業計画書等)を添付してご提出ください。
- ② 審査の結果、交付決定となれば、交付決定通知をお送りします。
- ③ 事業計画に沿って補助事業を実施してください。
- ④ 「補助金実績報告書(第4号様式)」に交付要綱第9条に規定する書類を添付してご提出ください。
- ⑤ 実績報告の内容を審査の上、補助金額を算定し、県から額の確定通知をお送りします。
- ⑥ 「補助金交付請求書(第5号様式)」により県へご請求ください(5の確定通知書に記載された額)。